平成２１年（フ）第１１６号
群馬県館林市下三林町779番地の５
債務者　長沢　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６６号
群馬県館林市花山町3314番地の１　リヴェール・ロイテＡ―102
債務者　有賀　　亮
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６８号
群馬県太田市亀岡町35番地１　ファミリーハイツ201号
債務者　戸村　秋子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４８１号
群馬県富岡市蕨642番地１
債務者　新井　貢三
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６５３号
新潟市中央区川岸町２丁目12番地46
債務者　橋本　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７４号
新潟市西区ときめき東１丁目５番地12　ラーレＴＯＫＩＭＥＫＩ―107号
債務者　青野　智明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７８号
新潟県燕市吉田西太田1750番地２
債務者　坂上　聡子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９１号
新潟市東区中山５丁目12番31号　トレビアン94Ａ102号
債務者　時田　一行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９２号
新潟市東区中山５丁目12番31号　トレビアン94Ａ102号
債務者　時田小津絵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０６号
新潟市南区味方1058番地
債務者　西澤　清子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９４号
静岡県御殿場市新橋929番地の５　ハウス弘201、申立時の住所静岡県御殿場市西田中26番地の４　カトル西田中102
債務者　岩田　博志
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
静岡県三島市大宮町３丁目16番24号
債務者　遠藤　秀子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
静岡県沼津市大塚990番地の11　県営原団地Ｋ―503
債務者　増田嘉寿江
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
静岡県沼津市西間門543番地　パレスシーサイド105号室、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2976番地の12　うまいもの街
債務者　田村　将一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
愛知県一宮市奥町字三出西12番地
債務者　岩田　民子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５９号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―313号　県営花池住宅
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９６号
愛知県江南市宮田町南野東128番地
債務者　川村　盛雄
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部